

令和 6 年 6 月 2 8 日

(名称) 福岡県交通対策協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

福岡県では、都市部においては鉄道、地下鉄、モノレール等の公共交通機関が整備されているものの、県内全域をカバーする最も身近な公共交通機関としては、バスが代表的な生活交通手段となっている。

しかし、近年の人口減少や過疎化の進行など、路線バスの経営は厳しい環境にさらされ、県内における乗合バス輸送実績は昭和44年代をピークに減少を続けており、令和4年度末時点でピーク時の半数にも満たない211,247千人に留まっている。

最近では、路線バス運転手の担い手不足も顕在化し、一段と路線バス事業者の経営環境は厳しさを増している。不採算路線の廃止、減便など公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下による、通院、通学、通勤、買い物等の日常生活への甚大な影響は、県民の方々にとって切実な問題である。

このため、地域公共交通確保維持事業により、地域住民が生活する上で必要な幹線バス路線を確保・維持していくため、福岡県地域公共交通計画において、複数市町村にまたがり、一定の輸送量を有する「地域間幹線系統」を定めるものである。

加えて、その幹線に繋がるフィーダー系統の利便性が向上し、存続されることで地域内の移動も確保されることも目的とする。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**(1) 事業の目標**

別紙「2. 定量的な目標・効果」、「9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項」を参照

(2) 事業の効果

別紙「2. 定量的な目標・効果」、「9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項」を参照

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

別紙「2. 定量的な目標・効果」、「9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項」を参照

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」参照

運行事業者については、運行上の安全面と利用者への利便性等のサービス品質を考慮し、総合的に判断して、当該系統を運行する事業者とする。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」参照

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 4」参照
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
別紙「2. 定量的な目標・効果」、「9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項」を参照
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
※該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
表 7 別紙を参照
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
表 7 別紙を参照
(2) 事業の効果
表 7 別紙を参照
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 6 及び表 7」参照
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
・ 令和6年4月16日から令和6年5月24日まで、生産性向上WGを対面及び書面にて開催。補助対象路線における生産性向上の取組みについて協議・検討 ・ 令和6年5月29日から令和6年6月12日まで、令和6年度福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会合同会議（書面開催）において計画内容について協議 ・ 令和6年6月25日 福岡県バス対策協議会において計画について審議 ※福岡県交通対策協議会設置要綱第8条により、福岡県バス対策協議会の協議結果をもって、福岡県交通対策協議会の結果とすることができる。
19. 利用者等の意見の反映状況
「福岡県交通ビジョン2022 別冊」について、令和6年6月14日～6月21日にかけて県のホームページにてパブリックコメントを実施。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 福岡市博多区東公園7-7

(所 属) 福岡県企画・地域振興部交通政策課

(氏 名) 右近道弘・深野友佳子

(電 話) 092-643-3166

(e-mail) kousei@pref.fukuoka.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

R7年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
福岡県	堀川バス(株)	(1) 羽犬塚～ゆめタウン前～黒木	4,878.0	
福岡県	堀川バス(株)	(2) 羽犬塚～蒲原～黒木	2,266.0	
福岡県	堀川バス(株)	(3) 福島～鍾水～久留米駅	2,414.5	
福岡県	堀川バス(株)	(4) 福島～田ノ原～十筈車庫前	3,070.5	
福岡県	堀川バス(株)	(5) 瀬高駅前～西鉄柳川東口～亀の井ホテル柳川	3,860.5	
	小計		16,489	
福岡県	昭和自動車(株)	(1) 芥屋線(前原～前原駅前・加布里～芥屋)	4,156.5	
福岡県	昭和自動車(株)	(2) 船越線(前原～師吉公民館前・初～船越)	1,430.0	
福岡県	昭和自動車(株)	(3) 野北線(前原～師吉公民館前・野北～伊都営業所)	1,760.0	
福岡県	昭和自動車(株)	(4) 九大線糸島(前原駅前北口～波多江～九大東ゲート)	2,550.5	
福岡県	昭和自動車(株)	(5) 九大線糸島(周船寺小学校～高田～九大東ゲート)	1,793.0	
	小計		11,690	
福岡県	西鉄バス佐賀(株)	(1) JR久留米～久留米警察署～西鉄鳥栖	2,582.5	
福岡県	西鉄バス佐賀(株)	(2) 鳥栖駅～綾部・国立東佐賀病院前～西鉄久留米	792.5	
福岡県	西鉄バス佐賀(株)	(3) 佐賀第二合同庁舎～江見～西鉄久留米	953.5	
	小計		4,328	
福岡県	西鉄バス佐賀(株) 西鉄バス久留米(株) 共同運行	(1) 佐賀第二合同庁舎～目達原・長門石～西鉄久留米	2,013.0	
福岡県	西鉄バス佐賀(株) 西鉄バス久留米(株) 共同運行	(1) 目達原～長門石～西鉄久留米	976.5	
	小計		2,989	
福岡県	西鉄バス久留米(株)	(1) 早津江～布橋～西鉄柳川	2,712.0	
福岡県	西鉄バス久留米(株)	(2) 大野島農協前～堤・恋木神社・筑後市立病院～羽犬塚駅前	2,333.5	
福岡県	西鉄バス久留米(株)	(3) 大川橋～下林・大善寺～JR久留米	5,822.5	
福岡県	西鉄バス久留米(株)	(4) 今村天主堂～北野～西鉄久留米	2,378.5	
福岡県	西鉄バス久留米(株)	(5) 上原～草野駅前～JR久留米	3,566.5	

福岡県	西鉄バス久留米(株)	(6) JR久留米～久留米市役所～羽犬塚駅前	2,268.5	
福岡県	西鉄バス久留米(株)	(7) 上原～草野駅前～西鉄久留米	2,732.5	
福岡県	西鉄バス久留米(株)	(8) 筑後船小屋駅前～羽犬塚～JR久留米	3,997.5	
	小計		25,811	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(1) 小竹～天道線(新飯塚駅～小竹上町～赤池工業団地)	3,435.5	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(2) 直方～鞍手～遠賀線(直方～五反田・鞍手車庫～遠賀川駅)	4,195.0	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(3) 直方～鞍手～遠賀線(遠賀川駅～新入～直方)	1,052.5	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(4) 飯塚～大隈線(西鉄大隈～漆生～飯塚)	5,992.5	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(5) 碓井線(西鉄大隈～桂川駅～飯塚)	1,806.0	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(6) 上山田線(山野社宅～上三緒～飯塚)	1,917.0	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(7) 上山田線(上山田～上三緒～飯塚)	3,860.5	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(8) 添田線(西鉄後藤寺～川崎～めんべい添田町工場)	3,075.5	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(9) 飯塚市内線(赤坂橋～有井～飯塚)	1,207.0	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(10) 飯塚市内線(明治抗～飯塚～明星寺団地)	4,128.0	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(11) 直方～黒崎線(直方～引野口～黒崎)	6,176.5	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(12) みやわか線(宮田バス停～鞍手車庫～鞍手駅)	715.5	
	小計		37,561	
福岡県	西鉄バス宗像(株)	(1) 津屋崎～鐘崎線(東郷駅～波止場・福岡海岸～光陽台六丁目)	3,951.0	
福岡県	西鉄バス宗像(株)	(2) 津屋崎～鐘崎線(東郷駅～宗像大社～神湊波止場)	1,981.5	
福岡県	西鉄バス宗像(株)	(3) 津屋崎～鐘崎線(鐘崎車庫～宗像コモン・東郷～東郷駅)	3,499.5	
福岡県	西鉄バス宗像(株)	(4) 津屋崎～鐘崎線(鐘崎車庫～宗像コモン・ネオボリス～赤間営業所)	4,108.5	
	小計		13,540	
福岡県	西鉄バス大牟田(株)	(1) 西鉄大牟田営業所～大牟田市立病院・上町～庄山	500.5	
福岡県	西鉄バス大牟田(株)	(2) 西鉄大牟田営業所～延命公園動物園前・大牟田市立病院・新大牟田駅～南関町役場	4,400.5	
福岡県	西鉄バス大牟田(株)	(3) 荒尾駅前～右京町～久福木団地	2,438.5	
福岡県	西鉄バス大牟田(株)	(4) 荒尾駅前～天領橋・高泉団地～三池中町	2,203.0	
	小計		9,542	

福岡県	西鉄バス北九州(株)	(1) 中間線(香月営業所～鳥森・JR中間駅～筑鉄中間)	1,346.5	
福岡県	西鉄バス北九州(株)	(2) 行橋～下曽根線(行橋営業所～九州労災病院)	3,660.0	
	小計		5,006	
福岡県	西鉄バス二日市(株)	(1) 星ヶ丘線(西鉄二日市駅東口～太宰府高校入口)	1,538.0	
福岡県	西鉄バス二日市(株)	(2) 宇美～太宰府線(太宰府市役所前～上宇美～宇美営業所)	3,420.0	
福岡県	西鉄バス二日市(株)	(3) 南ヶ丘線(月の浦営業所～下大利駅・天拝～西鉄二日市)	4,258.0	
福岡県	西鉄バス二日市(株)	(4) つつじヶ丘線(南山手団地～下大利駅～南山手団地)	4,361.5	
福岡県	西鉄バス二日市(株)	(5) 二日市線(太宰府～吉木入口～西鉄二日市)	3,134.5	
福岡県	西鉄バス二日市(株)	(6) 二日市線(原営業所前～吉木入口・吉木～西鉄二日市)	3,570.5	
	小計		20,282	
福岡県	JR九州バス(株)	(1) 山の神～久山～博多	5,293.0	
福岡県	JR九州バス(株)	(2) 直方～鞍手高校前～博多	28,995.0	
福岡県	JR九州バス(株)	(3) 直方～鞍手高校前～福丸	2,978.0	
福岡県	JR九州バス(株)	(4) 添田駅～日田駅	7,977.5	
	小計		45,243	
福岡県	(株)甘木観光バス	(1) 田主丸線(医師会経由)	3,879.0	
	小計		3,879	
福岡県	新宮タクシー株式会社	(1) 山らいず線	3,929	
	新宮タクシー株式会社	(2) 相らんど線第1ルート	3,416	
	新宮タクシー株式会社	(3) 相らんど線第2ルート	3,575	
	小計		10,920	
合 計			207,280	

国庫補助額を算出するための根拠となる費用等について、補助対象年度以降は、補助対象期間の計画と同じ又は曜日の違いによる運行回数に係る変更のみである。

令和7年度系統別運行計画一覧

																			事業者名		堀川バス株式会社			
申請 番号	運 行 系 統 名	主系統 みなし系 統の別	循環系統 の有無	キロ程 (往路)	キロ程 (復路)	1日あたりの運行回数							運行計画											備 考
													運行日数							運行回数 チ	実車走行 キロ			
						平日	土曜	日祝	正月1 日	正月2 日	正月3 日		平日	土曜	日祝	正月1 日	正月2 日	正月3 日				計		
1	羽犬塚～ゆめタウン前～黒木	主系統	無	18.8	18.8	17.0	16.5	14.0	9.0	9.0	9.0		240	50	72	1	1	1		365	5,940.0	223,344.0		
	合計					17.0	16.5	14.0	9.0	9.0	9.0	0.0									5,940.0	223,344.0		
2	羽犬塚～蒲原～黒木	主系統	無	17.5	17.5	10.0	7.5	7.0	5.0	5.0	5.0		240	50	72	1	1	1		365	3,294.0	115,290.0		
	合計					10.0	7.5	7.0	5.0	5.0	5.0	0.0									3,294.0	115,290.0		
3	福島～鍵水～久留米駅	主系統	無	19.9	19.9	2.5	5.0	4.0	3.0	3.0	3.0		240	50	72	1	1	1		365	1,147.0	45,650.6		
	福島～鍵水・大学南センター～久留米駅	みなし系統	無	20.1	20.1	2.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		240	50	72	1	1	1		365	600.0	24,120.0		
	合計					5.0	5.0	4.0	3.0	3.0	3.0	0.0									1,747.0	69,770.6		
4	福島～田ノ原～十電庫前	主系統	無	23.6	23.6	10.0	10.0	8.5	6.0	6.0	6.0		240	50	72	1	1	1		365	3,530.0	166,616.0		
	合計					10.0	10.0	8.5	6.0	6.0	6.0	0.0									3,530.0	166,616.0		
5	渡辺駅前～西鉄柳川～鬼の井ヤナル 柳川	主系統	無	11.4	11.4	12.5	10.5	8.0	7.0	7.0	7.0		240	50	72	1	1	1		365	4,122.0	93,981.6		
	渡辺駅前～西鉄柳川～鬼の井ヤナル 柳川	みなし系統	無	11.0	11.0	12.5	10.0	8.0	7.0	7.0	7.0		240	50	72	1	1	1		365	4,097.0	90,134.0		
	合計					25.0	20.5	16.0	14.0	14.0	14.0	0.0									8,219.0	184,115.6		

令和7年度計画平均乗車密度計算表

事業者名 堀川バス株式会社

番 申 号 請	停留所相互間 総運賃額 (A)	停留所相互間 総キロ (B)	平均賃率(C) $A \div B \times$ (1-10/110)	基準年度の実 績運送収入 (D)	基準年度の実 績実車キロ (E)	実車キロあたり 運送収入(F) $D \div E$	計画実車走 行キロ(G)	計画運送収 入(H) $F \times G$	計画平均乗 車密度(I) $H \div G \div C$
1	44,590 円	860.0 km	47円.13銭	19,879,121 円	218,456.0 km	90円.99銭	223,344.0 km	20,322,070 円	1.9
2	44,590 円	790.6 km	51円.27銭	22,695,545 円	253,843.7 km	89円.40銭	115,290.0 km	10,306,926 円	1.7
3	82,300 円	1,808.0 km	41円.38銭	10,135,483 円	69,732.8 km	145円.34銭	69,770.6 km	10,140,459 円	3.5
4	93,320 円	1,793.4 km	47円.30銭	13,867,188 円	166,017.8 km	83円.52銭	166,616.0 km	13,915,768 円	1.7
5	24,820 円	366.4 km	61円.58銭	21,268,578 円	184,160.4 km	115円.48銭	184,115.6 km	21,261,669 円	1.8

補助対象系統のキロあたり経常収益 計算表

事業者名 堀川バス株式会社

番 申 号 請	基準年度の前々年度 (R3)			基準年度の前年度 (R4)			基準年度 (R5)			3ヶ年度の 平均経常収益 ((C)+(F)+(I))/3
	経常収益 (G)	実車キロ (H)	キロあたり 経常収益 (G)/(H)=(I)	経常収益 (D)	実車キロ (E)	キロあたり 経常収益 (D)/(E)=(F)	経常収益 (A)	実車キロ (B)	キロあたり 経常収益 (A)/(B)=(C)	
1	23,666,192 円	218,098.8 km	108円.51銭	21,857,714 円	218,286.8 km	100円.13銭	20,935,695 円	218,456.0 km	95円.83銭	101円.49銭
2	30,903,806 円	252,408.8 km	122円.43銭	29,506,036 円	254,086.2 km	116円.12銭	23,923,076 円	253,843.7 km	94円.24銭	110円.93銭
3	10,693,833 円	69,534.6 km	153円.79銭	10,941,140 円	69,673.9 km	157円.03銭	10,472,914 円	69,732.8 km	150円.18銭	153円.66銭
4	21,201,473 円	162,750.4 km	130円.26銭	18,064,285 円	166,123.4 km	108円.74銭	14,669,847 円	166,017.8 km	88円.36銭	109円.12銭
5	24,328,370 円	180,774.0 km	134円.57銭	22,884,894 円	181,182.8 km	126円.30銭	22,159,240 円	184,160.4 km	120円.32銭	127円.06銭

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名		堀川バス株式会社										R7							
1. 申請事業者の概要																			
補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の 損益状況	乗合バス事業										R5								
	営業収益	119,034千円	営業外収益	2,879千円	経常収益(イ)	121,913千円	営業費用	311,714千円	営業外費用	300千円		経常費用(ロ)	312,014千円						
	営業損益	△ 192,680千円	営業外損益	2,579千円	経常損益	△ 190,101千円	営業収益	119,034千円	営業外収益	2,879千円		経常収益(イ)	121,913千円						
	営業費用	311,714千円	営業外費用	300千円	経常費用(ロ)	312,014千円	営業損益	△ 192,680千円	営業外損益	2,579千円		経常損益	△ 190,101千円						
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,159,124.2 km											経常収支率	39.07 %						
基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業										R4								
	営業収益	111,954千円	営業外収益	2,533千円	経常収益(イ)	114,487千円	営業費用	304,723千円	営業外費用	3千円		経常費用(ロ)	304,726千円						
	営業損益	△ 192,769千円	営業外損益	2,530千円	経常損益	△ 190,239千円	営業収益	111,954千円	営業外収益	2,533千円		経常収益(イ)	114,487千円						
	営業費用	304,723千円	営業外費用	3千円	経常費用(ロ)	304,726千円	営業損益	△ 192,769千円	営業外損益	2,530千円		経常損益	△ 190,239千円						
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	1,165,100.3 km											経常収支率	37.57 %						
基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業										R3								
	営業収益	103,706千円	営業外収益	5,031千円	経常収益(イ')	108,737千円	営業費用	288,650千円	営業外費用	512千円		経常費用(ロ')	289,162千円						
	営業損益	△ 184,944千円	営業外損益	4,519千円	経常損益	△ 180,425千円	営業収益	103,706千円	営業外収益	5,031千円		経常収益(イ')	108,737千円						
	営業費用	288,650千円	営業外費用	512千円	経常費用(ロ')	289,162千円	営業損益	△ 184,944千円	営業外損益	4,519千円		経常損益	△ 180,425千円						
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ')	1,131,166.4 km											経常収支率	37.60 %						
(補助対象事業者の「基準期間 [※] を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)																			
補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'=a	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c																
北九州	255円.63銭	261円.54銭	269円.18銭																
※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。																			
2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益																			
補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (a+b+c)/3=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト															
北九州	262円.11銭	420円.55銭	262円.11銭	105円.17銭															
3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合																			
堀川バス株式会社																			
補助 ブロッ ク名	申 請 番 号	特 例 措置	運行系統			計画運 行日数 ()	計画平均乗車 密度	計画輸 送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキロ 程	系統キロ程と地 域公共交通再編 事業を実施する 区域におけるキ ロ程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県 外乗入部分のキロ程	他路線との競合 部分に係るキロ程	他路線との競合 率			
			起点	主な 経由地	終点				チ	オ							オ÷チ=ク	リ	ス
北九州	1		羽犬塚～ゆめ タウン前～黒木	羽犬塚	ゆめタウン前・黒木	365日	5,940.0回 (16.2回)	1.9	30.7人	往18.8km 復18.8km	(平均) 18.8km	往0.0km 復0.0km	(平均) 0.0km	0.000%	往0.0km 復0.0km	(平均) 0.0km	往0.0km 復0.0km	(平均) 0.0km	0.000
	2		羽犬塚～蒲原～ 黒木	羽犬塚	蒲原・黒木	365日	3,294.0回 (9.0回)	1.7	15.3人	往17.5km 復17.5km	(平均) 17.5km	往0.0km 復0.0km	(平均) 0.0km	0.000%	往0.0km 復0.0km	(平均) 0.0km	往0.0km 復0.0km	(平均) 0.0km	0.000
	3		黒島～黒木～久 留米駅	黒島	黒木・西鉄久留 米	365日	1,747.0回 (4.7回)	3.5	16.4人	往19.9km 復19.9km	(平均) 19.9km	往0.0km 復0.0km	(平均) 0.0km	0.000%	往0.0km 復0.0km	(平均) 0.0km	往0.0km 復0.0km	(平均) 0.0km	0.000
	4		黒島～田ノ原～ 十電車庫前	黒島	田ノ原	365日	3,530.0回 (9.6回)	1.7	16.3人	往23.6km 復23.6km	(平均) 23.6km	往0.0km 復0.0km	(平均) 0.0km	0.000%	往0.0km 復0.0km	(平均) 0.0km	往0.0km 復0.0km	(平均) 0.0km	0.000
	5		黒島駅前～西鉄 柳川～亀の井ホ テル柳川	黒島駅前	西鉄柳川	365日	8,219.0回 (22.5回)	1.8	40.5人	往11.4km 復11.4km	(平均) 11.4km	往0.0km 復0.0km	(平均) 0.0km	0.000%	往0.0km 復0.0km	(平均) 0.0km	往0.0km 復0.0km	(平均) 0.0km	0.000
合計			5系統							往91.2km 復91.2km	(平均) 91.2km	往0.0km 復0.0km	(平均) 0.0km		往0.0km 復0.0km	(平均) 0.0km	往0.0km 復0.0km	(平均) 0.0km	
堀川バス株式会社														R7					
補助 ブロッ ク名	申 請 番 号	特 例 措置	補助ブロック外乗 入部分及び同一 補助ブロック都 道府県外乗入部 分以外のキロ程 の比率 (チー(リ+ス)+ チ=ヲ)	計画実車走行 キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の額: 力	(d+a+f)/3=ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益					補助対象系統の 経常収益の見込 額 ノ×ワ以上の額: ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 カ×ヨ=タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20=レ					
							基準期間の前々年度												
北九州	1	0	100.000%	223,344.0km	58,540.695円	101円.49銭	23,666.192円	218,098.8 km	108円.51銭	21,857.714円	218,286.8 km	100円.13銭	20,935.695円	218,456.0 km	95円.83銭	22,667.182円	35,873.513円	26,343.312円	
	2	0	100.000%	115,290.0km	30,218.661円	110円.93銭	30,903.806円	252,408.8 km	122円.43銭	29,506.036円	254,086.2 km	116円.12銭	23,923.076円	253,843.7 km	94円.24銭	12,789.119円	17,429.542円	13,598.397円	
	3	0	100.000%	69,770.6km	18,287.571円	153円.66銭	10,693.833円	69,534.6 km	153円.79銭	10,941.140円	69,673.9 km	157円.03銭	10,472.914円	69,732.8 km	150円.18銭	10,720.950円	7,566.621円	8,229.406円	
	4	0	100.000%	166,616.0km	43,671.719円	109円.12銭	21,201.473円	162,750.4 km	130円.26銭	18,064.285円	166,123.4 km	108円.74銭	14,669.847円	166,017.8 km	88円.36銭	18,181.137円	25,490.582円	19,652.273円	
	5	0	100.000%	184,115.6km	48,258.539円	127円.06銭	24,328.370円	180,774.0 km	134円.57銭	22,884.894円	181,182.8 km	126円.30銭	22,159.240円	184,160.4 km	120円.32銭	23,393.728円	24,864.811円	21,716.342円	
合計				759,136.2km	198,977.185円		110,793.674円	883,566.6 km		103,254.069円	889,353.1 km		92,160.772円	892,210.7 km		87,752.116円	111,225.069円	89,539.730円	
堀川バス株式会社														R7					
補助 ブロッ ク名	申 請 番 号	特 例 措置	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分、同一補助ブ ロック都道府県 外乗入部分及び 他路線との競合 部分以外に係るも の ソ×ワ=ツ	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック都道府 県外乗入部分以 外のキロ程以外 に係るもの ソ×ワ=ツ	計画平均乗車 密度が5人 未満の路線 ツ÷ソみなし運行 回数÷①計画運 行回数=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から 経常収益を控除 した額 ニ×ワ=ヨム	損失額から国庫 補助額を控除し た額 ム=ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合									
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的負担	
北九州	1	0	26,343.312円	26,343.312円	9,756.762円	9,756 千円	4,878.0千円	35,873.513円	30,995.513円	協議中	#VALUE!	協議中	#VALUE!	協議中	#VALUE!	協議中	#VALUE!		
	2	0	13,598.397円	13,598.397円	4,532.798円	4,532 千円	2,266.0千円	17,429.542円	15,163.542円	協議中	#VALUE!	協議中	#VALUE!	協議中	#VALUE!	協議中	#VALUE!		
	3	0	7,566.621円	7,566.621円	4,829.758円	4,829 千円	2,414.5千円	7,566.621円	5,152.121円	協議中	#VALUE!	協議中	#VALUE!	協議中	#VALUE!	協議中	#VALUE!		
	4	0	19,652.273円	19,652.273円	6,141.335円	6,141 千円	3,070.5千円	25,490.582円	22,420.082円	協議中	#VALUE!	協議中	#VALUE!	協議中	#VALUE!	協議中	#VALUE!		
	5	0	21,716.342円	21,716.342円	7,721.366円	7,721 千円	3,860.5千円	24,864.811円	21,004.311円	協議中	#VALUE!	協議中	#VALUE!	協議中	#VALUE!	協議中	#VALUE!		
合計				88,876.945円	88,876.945円	32,982.040円	32,979 千円	16,489千円	111,225.073円	94,735.569円	0円	0円	0円	94,735.569円	100.0%				

(1) 記載要領

1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自叙第338号、自叙第151号、自叙第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 8.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年〇月〇日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載する。
- 9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分(リ)に記載すること。
- 12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。
- 13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「リ」のうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 15.「計画乗車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「乗車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみに記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 17.「補助対象経費」の欄は、(ホ) (計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 18.「補助対象系統の乗車走行キロ当たり経常収益」の欄の(リ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
- また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 19.「計画額」の欄は、系統ごと100円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

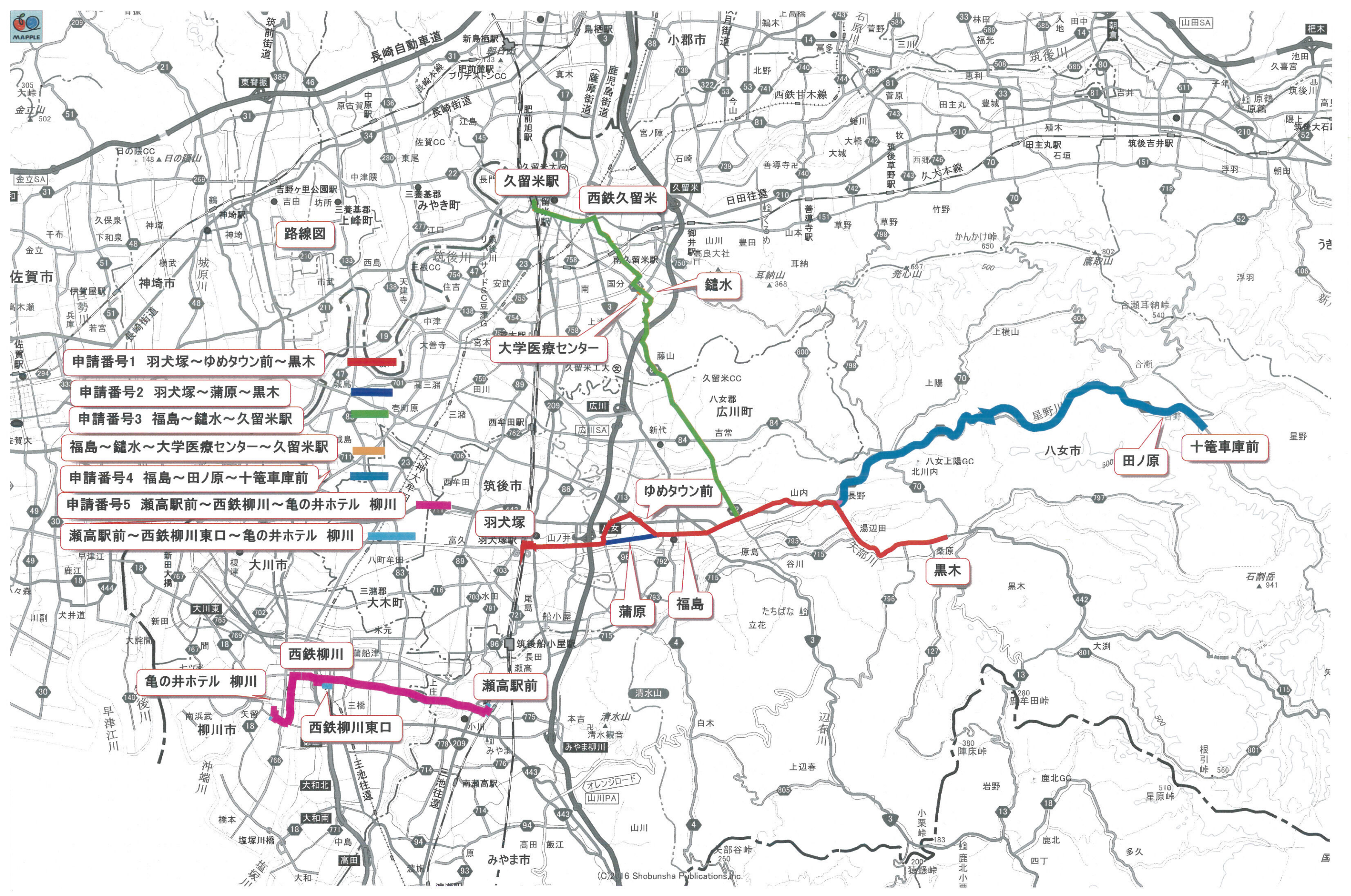
1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

【別紙】

2. 定量的な目標・効果
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

計画記載 系統番号	2		
運行事業者名	堀川バス(株)		
系統名	羽矢線		
運行区間	(起点)	(経由地)	(終点)
	羽犬塚	蒲原・福島	黒木

取組内容			
① 生産性向上に資する取組			
(1)「八女市路線バス通学定期券補助事業」の学校・家庭への利用呼びかけを行い、学生の通学利用の需要を取り込む。			
(2)ICカード導入による利便性向上の周知のチラシ配布を行い、バス利用の呼びかけを行うことにより、利用者の増加を図る。又、小中高生の「100円・200円運賃」の周知を行い、休日の利用者の増加を図る。			
(3)1日乗車券や運転免許返納による割引証の発行により利用を促進し、路線収益の増加を図る。			
(4)イベント時に筑後船小屋駅等にて利用促進キャンペーンのチラシやグッズの配布や公共交通体験会を実施し、利用促進を図る。			
② 実施主体			
(1)(2)(3)(4)堀川バス、八女市、筑後市			
③ 定量的な効果目標			
【収支率】令和5年度実績35.0%から収支改善1.0%以上を目標とする。			
【輸送人員】令和5年度実績73,765人以上を維持する。			
④ 実施に向けたスケジュール			
(1)沿線学校に対する、通学定期購入の呼びかけ(令和7年9月まで随時)			
(2)沿線住民に対するICカードの導入の周知及びバス利用の呼びかけ(令和7年9月まで随時)			
(3)沿線住民に対する1日乗車券や運転免許割引周知によるバス利用の呼びかけ(令和7年9月まで随時)			
(4)イベント時での参加者に対するバス利用の呼びかけ(令和7年9月頃)			
⑤ 本系統を幹線系統として維持する理由			
八女市、筑後市を結ぶ本路線はJR羽犬塚駅に接続する公共交通手段として沿線住民にとって通勤・通学等の生活路線として利用されている重要な路線である。また、路線の一部には沿線フィーダー系統が接続しており、周辺には他に鉄道駅等もないことから、今後とも幹線系統として維持する必要がある。			
【参考】R6年度計画の取組状況			
(1)「通学定期券補助事業」の学校・家庭への利用呼びかけを行う。			
取組実施状況:A 実施済			
【取組の結果】学校訪問や沿線住民にチラシ配布やバス利用の呼びかけを行った。			
【取組内容における課題】			
引き続き感染予防対策は実施し、安心して利用いただけるように更なる周知を行い継続的な呼びかけを実施する必要がある。			
(2)ICカードの導入、小中高生100円200円バスの周知やバス利用の呼びかけを行う。			
の取組実施状況:A 実施済			
【取組の結果】沿線住民にチラシ配布やバス利用の呼びかけを行った。			
【取組内容における課題】			
引き続き感染予防対策は実施し、安心して利用いただけるように更なる周知を行い継続的な呼びかけを実施する必要がある。			
(3)1日乗車券や運転免許返納による割引証の発行による利用促進を図る。			
取組実施状況:A 実施済			
【取組の結果】沿線住民にチラシ配布やバス利用の呼びかけを行った。			
【取組内容における課題】引き続き感染予防対策は実施し、安心して利用いただけるように更なる周知を行い継続的な呼びかけを実施する必要がある。			
(4)イベントに筑後船小屋駅等にて利用促進キャンペーンや公共交通体験会を実施し、利用促進を図る。			
取組実施状況:A 実施済			
【取組の結果】沿線住民にチラシ配布やバス利用の呼びかけを行い、公共交通体験会を実施した。			
【取組内容における課題】引き続き感染予防対策は実施し、安心して利用いただけるように更なる周知を行い継続的な呼びかけを実施する必要がある。			



令和7年度系統別運行計画一覧

														事業者名		西鉄バス筑豊株式会社									
申請 番号	運 行 系 統 名	主系統 みなし系 統の別	循環系統 の有無	キロ程 (往路)	キロ程 (復路)	1日あたりの運行回数							運行計画										備 考		
													運行日数							運行回数 チ	実車走行 キロ				
						平日	土曜	日祝	年末 年始 など	お盆 など	その 他1	その 他2	平日	土曜	日祝	年末 年始 など	お盆 など	その 他1	その他 2			計			
1	小竹～天道線（新飯塚駅～小竹上町～赤池工業団地）	主系統	無	12.3	12.3	13.0	13.0	6.0					240	48	77					365	4,206.0	103,467.6			
	合計					13.0	13.0	6.0	0.0	0.0	0.0	0.0									4,206.0	103,467.6			
2	直方～鞍手～通賢線（直方～五反田・鞍手車庫～通賢川駅）	主系統	無	22.5	22.5	10.5	6.5	6.5					240	48	77					365	3,332.5	149,962.5			
	合計					10.5	6.5	6.5	0.0	0.0	0.0	0.0									3,332.5	149,962.5			
3	直方～鞍手～通賢線（通賢川駅～新入～直方）	主系統	無	22.6	22.6	6.0	4.0	4.0					240	48	77					365	1,940.0	87,688.0			
	合計					6.0	4.0	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0									1,940.0	87,688.0			
4	飯塚～大隈線（西鉄大隈～湊生～飯塚）	主系統	無	14.3	14.3	19.0	16.0	13.0					240	48	77					365	6,329.0	181,009.4			
	合計					19.0	16.0	13.0	0.0	0.0	0.0	0.0									6,329.0	181,009.4			
5	雑井線（西鉄大隈～桂川駅～飯塚）	主系統	無	19.4	19.4	5.0	5.0	6.0					240	48	77					365	1,902.0	73,797.6			
	合計					5.0	5.0	6.0	0.0	0.0	0.0	0.0									1,902.0	73,797.6			
6	上山田線（山野社宅～上三緒～飯塚）	主系統	無	10.2	10.2	8.5	8.5	8.0					240	48	77					365	3,064.0	62,505.6			
	合計					8.5	8.5	8.0	0.0	0.0	0.0	0.0									3,064.0	62,505.6			
7	上山田線（上山田～上三緒～飯塚）	主系統	無	16.0	16.0	8.5	6.0	6.5					240	48	77					365	2,828.5	90,512.0			
	上山田線（上山田～山野社宅～飯塚）	みなし系統	無	17.4	17.4	2.0	1.0	1.0					240	48	77					365	605.0	21,054.0			
	合計					10.5	7.0	7.5	0.0	0.0	0.0	0.0									3,433.5	111,566.0			
8	湯田線（西鉄後藤寺～川崎～めんべい湯田町工場）	主系統	無	13.2	13.2	8.5	9.0	9.0					240	48	77					365	3,165.0	83,556.0			
	湯田線（西鉄後藤寺～オークホール～めんべい湯田町工場）	みなし系統	無	13.1	13.1	2.5	3.0	3.0					240	48	77					365	975.0	25,545.0			
	湯田線（西鉄後藤寺～川崎～伊原）	みなし系統	無	12.6	12.6	0.5	0.0	0.0					240	48	77					365	120.0	3,024.0			
	合計					11.5	12.0	12.0	0.0	0.0	0.0	0.0									4,260.0	112,125.0			
9	飯塚市内線（赤坂橋～有井～飯塚）	主系統	無	8.7	8.7	6.0	5.0	5.0					240	48	77					365	2,065.0	35,931.0			
	合計					6.0	5.0	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0									2,065.0	35,931.0			
10	飯塚市内線（明治坑～飯塚～明星寺団地）	主系統	無	15.7	15.7	8.5	11.5	12.0					240	48	77					365	3,516.0	110,402.4			
	合計					8.5	11.5	12.0	0.0	0.0	0.0	0.0									3,516.0	110,402.4			
11	直方～黒崎線（直方～引野口～黒崎）	主系統	無	16.0	16.0	16.0	10.0	10.0					240	48	77					365	5,090.0	162,880.0			
	合計					16.0	10.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0									5,090.0	162,880.0			
12	みやわか線（宮田バス停～鞍手車庫～鞍手駅）	主系統	無	15.2	15.2	3.5	2.5	1.5					244	50	67					361	1,079.5	32,816.8			
	みやわか線（宮田バス停～鞍手役場～鞍手駅）	みなし系統	無	16.0	16.0	1.5	2.5	1.5					244	50	67					361	591.5	18,928.0			
	合計					5.0	5.0	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0									1,671.0	51,744.8			

令和7年度計画平均乗車密度計算表

事業者名 西鉄バス筑豊株式会社

番 申 号 請	停留所相互間 総運賃額 (A)	停留所相互間 総キロ (B)	平均賃率(C) $A \div B \times$ (1-10/110)	基準年度の実 績運送収入 (D)	基準年度の実 績実車キロ (E)	実車キロあたり 運送収入(F) $D \div E$	計画実車走行 キロ(G)	計画運送収入 (H) $F \times G$	計画平均乗車 密度(I) $H \div G \div C$
1	15,380 円	307.2 km	45円.51銭	13,133,249 円	103,689.0 km	126円.66銭	103,467.6 km	13,105,206 円	2.7
2	34,410 円	899.4 km	34円.78銭	14,978,067 円	191,565.0 km	78円.18銭	149,962.5 km	11,724,068 円	2.2
3	34,620 円	907.8 km	34円.66銭	7,310,493 円	118,401.4 km	61円.74銭	87,688.0 km	5,413,857 円	1.7
4	12,520 円	262.5 km	43円.35銭	21,882,355 円	181,281.1 km	120円.70銭	181,009.4 km	21,847,834 円	2.7
5	28,050 円	586.8 km	43円.45銭	8,452,707 円	73,700.6 km	114円.68銭	73,797.6 km	8,463,108 円	2.6
6	8,610 円	157.6 km	49円.66銭	8,728,418 円	62,526.0 km	139円.59銭	62,505.6 km	8,725,156 円	2.8
7	48,150 円	1,086.7 km	40円.28銭	20,300,315 円	111,747.6 km	181円.66銭	111,566.0 km	20,267,079 円	4.5
8	46,680 円	986.0 km	43円.03銭	11,059,286 円	105,769.0 km	104円.56銭	112,125.0 km	11,723,790 円	2.4
9	6,570 円	121.5 km	49円.15銭	6,665,053 円	35,939.7 km	185円.45銭	35,931.0 km	6,663,403 円	3.7
10	16,860 円	352.2 km	43円.51銭	22,525,451 円	110,135.5 km	204円.52銭	110,402.4 km	22,579,498 円	4.7
11	32,070 円	633.3 km	46円.03銭	31,206,488 円	163,168.0 km	191円.25銭	162,880.0 km	31,150,800 円	4.1
12	211,400 円	5,561.1 km	34円.55銭	3,177,587 円	51,804.0 km	61円.33銭	51,744.8 km	3,173,508 円	1.7

補助対象系統のキロあたり経常収益 計算表

事業者名 西鉄バス筑豊株式会社

番 申 号 請	基準年度の前々年度 (R3)			基準年度の前年度 (R4)			基準年度 (R5)			3ヶ年度の 平均経常収益 ((C)+(F)+(I))/3
	経常収益 (G)	実車キロ (H)	キロあたり 経常収益 (G)/(H)=(I)	経常収益 (D)	実車キロ (E)	キロあたり 経常収益 (D)/(E)=(F)	経常収益 (A)	実車キロ (B)	キロあたり 経常収益 (A)/(B)=(C)	
1	16,997,532 円	103,516.8 km	164円.20銭	14,719,208 円	103,984.2 km	141円.55銭	13,877,343 円	103,689.0 km	133円.83銭	146円.52銭
2	20,509,995 円	155,762.0 km	131円.67銭	16,361,514 円	190,960.0 km	85円.68銭	16,350,764 円	191,565.0 km	85円.35銭	100円.90銭
3	12,937,645 円	115,972.8 km	111円.55銭	10,953,747 円	118,604.8 km	92円.35銭	8,158,529 円	118,401.4 km	68円.90銭	90円.93銭
4	24,849,235 円	169,921.1 km	146円.23銭	22,117,144 円	173,483.1 km	127円.48銭	23,182,458 円	181,281.1 km	127円.88銭	133円.86銭
5	11,233,168 円	69,985.5 km	160円.50銭	9,556,549 円	69,967.0 km	136円.58銭	8,980,668 円	73,700.6 km	121円.85銭	139円.64銭
6	9,967,832 円	62,311.8 km	159円.96銭	9,480,878 円	62,362.8 km	152円.02銭	9,177,184 円	62,526.0 km	146円.77銭	152円.91銭
7	23,748,023 円	111,406.0 km	213円.16銭	22,574,746 円	111,408.8 km	202円.62銭	21,102,154 円	111,747.6 km	188円.83銭	201円.53銭
8	15,827,574 円	116,890.3 km	135円.40銭	12,188,269 円	104,949.2 km	116円.13銭	11,818,230 円	105,769.0 km	111円.73銭	121円.08銭
9	6,923,870 円	35,844.0 km	193円.16銭	6,477,169 円	35,861.4 km	180円.61銭	6,922,433 円	35,939.7 km	192円.61銭	188円.79銭
10	21,813,329 円	109,633.1 km	198円.96銭	21,789,678 円	109,711.6 km	198円.60銭	23,315,741 円	110,135.5 km	211円.70銭	203円.08銭
11	30,163,115 円	172,672.0 km	174円.68銭	30,908,263 円	164,448.0 km	187円.95銭	32,376,250 円	163,168.0 km	198円.42銭	187円.01銭
12	4,346,960 円	50,488.9 km	86円.09銭	3,498,119 円	50,619.8 km	69円.10銭	3,548,809 円	51,804.0 km	68円.50銭	74円.56銭

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名		西鉄バス筑豊株式会社										R7						
1. 申請事業者の概要																		
補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の 損益状況	乗合バス事業													R5				
	営業収益	338,285千円	営業外収益	16,294千円	経常収益(イ)	354,579千円												
	営業費用	690,526千円	営業外費用	334千円	経常費用(ロ)	690,860千円												
	営業損益	△ 352,241千円	営業外損益	15,960千円	経常損益	△ 336,281千円												
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	2,301,631.1 km												経常収支率	51.32 %				
基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業													R4				
	営業収益	388,982千円	営業外収益	18,683千円	経常収益(イ')	407,665千円												
	営業費用	693,035千円	営業外費用	322千円	経常費用(ロ')	693,357千円												
	営業損益	△ 304,053千円	営業外損益	18,361千円	経常損益	△ 285,692千円												
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	2,411,159.7 km												経常収支率	58.79 %				
基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業													R3				
	営業収益	429,692千円	営業外収益	21,755千円	経常収益(イ'')	451,447千円												
	営業費用	738,703千円	営業外費用	314千円	経常費用(ロ'')	739,017千円												
	営業損益	△ 309,011千円	営業外損益	21,441千円	経常損益	△ 287,570千円												
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	2,833,299.2 km												経常収支率	61.08 %				
(補助対象事業者の「基準期間 [※] 」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)																		
補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ"÷ハ"=a	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c															
北九州	260円.83銭	287円.56銭	300円.16銭															
※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。																		
2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益																		
補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (a+b+c)/3=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト														
北九州	282円.85銭	420円.55銭	282円.85銭	154円.05銭														
3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合																		
西鉄バス筑豊株式会社																		
R7																		
補助 ブ ロ ッ ク 名	申 請 番 号	特 別 措 置	運 行 系 統 名	運行系統			計画運 行日数	計画運行回数 ()	計画平 均乗車 密度	計画輸 送量	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県 外乗入部分のキロ程	他路線との結合 部分に係るキロ程	他路線との結合 率	補助ブロック外乗 入部分、同一補 助ブロック都道府 県外乗入部分及び 他路線との結合 部分以外のキロ 程の比率 (「チー」(リ+ヌ+ ル))÷チ=ニワ	
				起点	主な 経由地	終点					チ	オ						
北 九 州	1		小竹～天道線 (新飯塚駅～小 竹上町～赤池工 業団地)	新飯塚駅	柳橋・小竹上町	赤池工業団地	365日	4,206.0回 (11.5回)	2.7	31.0人	往12.3km 復12.3km	(平均) 12.3km		(平均)				% 100.000
	2		直方～鞍手～遠 賀線(直方～玉 反田～鞍手車庫 ～遠賀川駅)	直方	五反田	遠賀川駅	365日	3,332.5回 (9.1回)	2.2	20.0人	往22.5km 復22.5km	(平均) 22.5km		(平均)				% 100.000
	3		直方～鞍手～遠 賀線(遠賀川駅 ～新入～直方)	直方	新入	遠賀川駅	365日	1,940.0回 (5.3回)	1.7	9.0人	往22.6km 復22.6km	(平均) 22.6km		(平均)				% 100.000
	4		飯塚～大隅線 (西鉄大隅～漆 生～飯塚)	西鉄大隅	漆生	飯塚	365日	6,329.0回 (17.3回)	2.7	46.7人	往14.3km 復14.3km	(平均) 14.3km		(平均)				% 100.000
	5		桂井線(西鉄大 隅～桂川駅～飯 塚)	西鉄大隅	桂川駅	飯塚	365日	1,902.0回 (5.2回)	2.6	13.5人	往19.4km 復19.4km	(平均) 19.4km		(平均)				% 100.000
	6		上山田線(山野 社宅～上三緒～ 飯塚)	山野社宅	上三緒	飯塚	365日	3,064.0回 (8.3回)	2.8	23.2人	往10.2km 復10.2km	(平均) 10.2km		(平均)				% 100.000
	7		上山田線(上山 田～上三緒～飯 塚)	上山田	上三緒	飯塚	365日	3,433.5回 (9.4回)	4.5	42.3人	往16.0km 復16.0km	(平均) 16.0km		(平均)				% 100.000
	8		添田線(西鉄後 藤寺～川崎～め んべい添田町工 場)	西鉄後藤寺	川崎	めんべい添田町 工場	365日	4,260.0回 (11.6回)	2.4	27.8人	往13.2km 復13.2km	(平均) 13.2km		(平均)				% 100.000
	9		飯塚市内線(赤 坂橋～有井～飯 塚)	赤坂橋	有井	飯塚	365日	2,065.0回 (5.6回)	3.7	20.7人	往8.7km 復8.7km	(平均) 8.7km		(平均)				% 100.000
	10		飯塚市内線(明 治坑～飯塚～明 星寺団地)	明治坑	飯塚	明星寺団地	365日	3,516.0回 (9.6回)	4.7	45.1人	往15.7km 復15.7km	(平均) 15.7km		(平均)				% 100.000
	11		直方～黒崎線(直 方～引野口～黒 崎)	直方	引野口	黒崎	365日	5,090.0回 (13.9回)	4.1	56.9人	往16.0km 復16.0km	(平均) 16.0km		(平均)				% 100.000
	12		みやわか線(宮 田バス停～鞍手 車庫～鞍手駅)	宮田バス停	鞍手車庫	鞍手駅	361日	1,671.0回 (4.6回)	1.7	7.8人	往15.2km 復15.2km	(平均) 15.2km		(平均)				% 100.000
合計			12系統								往186.1km 復186.1km	(平均) 186.1km		(平均)				

補助 プロ グ ラ ム 名	申 請 番 号	特 例 措 置	補助ブロック外乗 入部分及び同一 補助ブロック都道 府県外乗入部分 以外のキロ程の 比率	計画乗車走行 キロ	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象系統の 経常収益の見込 額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	補助対象経費 の限度額	タ又はレのうちい ずれか少ないほう の額	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益 ヤ	乗車走行 キロ マ	補助対象系統の 乗車走行キロ当 たり経常収益 ヤ÷マ=d	経常収益 ヤ	乗車走行 キロ マ	補助対象系統の 乗車走行キロ当 たり経常収益 ヤ÷マ=e	経常収益 ヤ	乗車走行 キロ マ	補助対象系統の 乗車走行キロ当 たり経常収益 ヤ÷マ=f	ノ×フ以上の額: ヨ	カーヨ=タ	カ×ノ÷20=レ	ソ	
北九州	1		100.00%	103,467.6km	29,265,810円	146円.52銭	16,997,532円	103,516.8 km	164円.20銭	14,719,208円	103,984.2 km	141円.55銭	13,877,343円	103,689.0 km	133円.83銭	15,160,072円	14,105,738円	13,169,614円	13,169,614円
	2		100.00%	149,962.5km	42,416,893円	100円.90銭	20,509,995円	155,762.0 km	131円.67銭	16,361,514円	190,960.0 km	85円.68銭	16,350,764円	191,565.0 km	85円.35銭	15,131,216円	27,285,677円	19,087,601円	19,087,601円
	3		100.00%	87,688.0km	24,802,550円	90円.93銭	12,937,645円	115,972.8 km	111円.55銭	10,853,747円	118,604.8 km	92円.35銭	8,158,529円	118,401.4 km	68円.90銭	7,973,469円	16,829,081円	11,161,147円	11,161,147円
	4		100.00%	181,009.4km	51,198,508円	133円.86銭	24,849,235円	169,921.1 km	146円.23銭	22,117,144円	173,483.1 km	127円.48銭	23,182,458円	181,281.1 km	127円.88銭	24,229,918円	26,968,590円	23,039,328円	23,039,328円
	5		100.00%	73,797.6km	20,873,651円	139円.64銭	11,233,168円	69,985.5 km	160円.50銭	9,556,549円	69,967.0 km	136円.58銭	8,980,668円	73,700.6 km	121円.85銭	10,305,096円	10,568,555円	9,393,142円	9,393,142円
	6		100.00%	62,505.6km	17,679,708円	152円.91銭	9,967,832円	62,311.8 km	159円.96銭	9,480,878円	62,362.8 km	152円.02銭	9,177,184円	62,526.0 km	146円.77銭	9,557,731円	8,121,977円	7,955,868円	7,955,868円
	7		100.00%	111,566.0km	31,556,443円	201円.53銭	23,748,023円	111,406.0 km	213円.16銭	22,574,746円	111,408.8 km	202円.62銭	21,102,154円	111,747.6 km	188円.83銭	22,483,895円	9,072,548円	14,200,399円	9,072,548円
	8		100.00%	112,125.0km	31,714,556円	121円.08銭	15,827,574円	116,890.3 km	135円.40銭	12,188,269円	104,949.2 km	116円.13銭	11,818,230円	105,769.0 km	111円.73銭	13,576,095円	18,138,461円	14,271,550円	14,271,550円
	9		100.00%	35,931.0km	10,163,083円	188円.79銭	6,923,870円	35,844.0 km	193円.16銭	6,477,169円	35,861.4 km	180円.61銭	6,922,433円	35,939.7 km	192円.61銭	6,783,413円	3,379,670円	4,573,387円	3,379,670円
	10		100.00%	110,402.4km	31,227,318円	203円.08銭	21,813,329円	109,633.1 km	198円.96銭	21,789,678円	109,711.6 km	198円.60銭	23,315,741円	110,135.5 km	211円.70銭	22,420,519円	8,806,799円	14,052,293円	8,806,799円
	11		100.00%	162,880.0km	46,070,608円	187円.01銭	30,163,115円	172,672.0 km	174円.68銭	30,908,263円	164,448.0 km	187円.95銭	32,376,250円	163,168.0 km	198円.42銭	30,460,188円	15,610,420円	20,731,773円	15,610,420円
	12		100.00%	51,744.8km	14,636,016円	74円.56銭	4,346,960円	50,488.9 km	86円.09銭	3,498,119円	50,619.8 km	69円.10銭	3,548,809円	51,804.0 km	68円.50銭	3,858,092円	10,777,924円	6,586,207円	6,586,207円
合計				1,243,079.9km	351,605,144円		199,318,278円	1,274,404.3 km		180,625,284円	1,296,360.7 km		178,810,563円	1,309,726.9 km		181,939,704円	169,665,440円	158,222,309円	141,533,894円

補助 プロ グ ラ ム 名	申 請 番 号	特 例 措 置	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分、同一補助ブ ロック都道府県外 乗入部分及び他 乗入部分以外の 乗入部分に属する もの ソ×マ=ツ	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助ブ ロック都道府県外 乗入部分以外の 乗入部分に属する もの ソ×マ÷2=ゾ	計画平均乗車 密度が5人 未満の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を控除 した額	損失額から国庫 補助額を控除し た額	ウの負担者とその負担割合							
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担	
										負担額	負担 割合	負担額	負担 割合	負担額	負担 割合	負担額	負担 割合
北九州	1		13,169.614円	13,169.614円	6,871.102円	6,871 千円	3,435.5千円	14,105,738円	10,670,238円	4,335,500円	32.2%	協議中	#VALUE!	協議中	#VALUE!	協議中	#VALUE!
	2		19,087,601円	19,087,601円	8,390,154円	8,390 千円	4,195.0千円	27,285,677円	23,090,677円	4,195,000円	18.2%	協議中	#VALUE!	協議中	#VALUE!	協議中	#VALUE!
	3		11,161,147円	11,161,147円	2,105,876円	2,105 千円	1,052.5千円	16,829,081円	15,776,581円	1,052,500円	6.7%	協議中	#VALUE!	協議中	#VALUE!	協議中	#VALUE!
	4		23,039,328円	23,039,328円	11,985,777円	11,985 千円	5,992.5千円	26,968,590円	20,976,090円	5,992,500円	28.6%	協議中	#VALUE!	協議中	#VALUE!	協議中	#VALUE!
	5		9,393,142円	9,393,142円	3,612,746円	3,612 千円	1,806.0千円	10,568,555円	8,762,555円	1,806,000円	20.6%	協議中	#VALUE!	協議中	#VALUE!	協議中	#VALUE!
	6		7,955,868円	7,955,868円	3,834,153円	3,834 千円	1,917.0千円	8,121,977円	6,204,977円	1,917,000円	30.9%	協議中	#VALUE!	協議中	#VALUE!	協議中	#VALUE!
	7		9,072,548円	9,072,548円	7,721,317円	7,721 千円	3,860.5千円	9,072,548円	5,212,048円	3,860,500円	74.1%	協議中	#VALUE!	協議中	#VALUE!	協議中	#VALUE!
	8		14,271,550円	14,271,550円	6,151,530円	6,151 千円	3,075.5千円	18,138,461円	15,062,961円	3,075,500円	20.4%	協議中	#VALUE!	協議中	#VALUE!	協議中	#VALUE!
	9		3,379,670円	3,379,670円	2,414,050円	2,414 千円	1,207.0千円	3,379,670円	2,172,670円	1,207,000円	55.6%	協議中	#VALUE!	協議中	#VALUE!	協議中	#VALUE!
	10		8,806,799円	8,806,799円	8,256,374円	8,256 千円	4,128.0千円	8,806,799円	4,678,799円	4,128,000円	88.2%	協議中	#VALUE!	協議中	#VALUE!	協議中	#VALUE!
	11		15,610,420円	15,610,420円	12,353,569円	12,353 千円	6,176.5千円	15,610,420円	9,433,920円	6,176,500円	65.5%	協議中	#VALUE!	協議中	#VALUE!	協議中	#VALUE!
	12		6,586,207円	6,586,207円	1,431,784円	1,431 千円	715.5千円	10,777,924円	10,062,424円	715,500円	7.1%	協議中	#VALUE!	協議中	#VALUE!	協議中	#VALUE!
合計			141,533,894円	141,533,894円	75,128,432円	75,123 千円	37,561千円	169,665,440円	132,103,940円	37,561,000円	28.4%					94,542,940円	71.6%

(1) 記載要領

- 乗客バス事業の収益、乗車走行キロについては、高速バス及び定期観光バスを除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗客バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自資第55号によるところ。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助プログラム名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助プログラムを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助プログラムにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年〇月〇日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載すること。
- 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全日数における総計画運行回数を記載すること。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載すること。
- 「1系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助プログラムにおける都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助プログラムが異なる都道府県外乗入部分には「1」に記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助プログラム内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外の乗入部分に属するもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「計画乗車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみに記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、(ホ)「計画平均乗車密度が5人未満の路線」に記載がある場合は(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載すること。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ツ)の金額を加えた金額を記載すること。また、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載すること(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象系統の乗車走行キロ当たり経常収益の見込額」の欄は、基準期間、基準期間の前年度、基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第一の一の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限り)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第一一。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

令和7年度系統別運行計画一覧

事業者名																	西鉄バス大牟田株式会社							
申請 番号	運 行 系 統 名	主系統 みなし系 統の別	循環系統 の有無	キロ程 (往路)	キロ程 (復路)	1日あたりの運行回数								運行計画										備 考
														運行日数								運行回数 チ	実車走行 キロ	
						平日	土曜	日祝	年末 年始 など	お盆 など	その 他1	その 他2	平日	土曜	日祝	年末 年始 など	お盆 など	その 他1	その 他2	計				
1	西鉄大牟田営業所～大牟田市立病院・上町～庄山	主系統	無	10.5	10.5	8.0	0.0	0.0					240	48	77					365	1,920.0	40,320.0		
	西鉄大牟田営業所～釜谷公園動物園前・大牟田市立病院・上町～庄山	みなし系統	無	10.2	10.2	0.0	7.0	7.0					240	48	77					365	875.0	17,850.0		
	合計					8.0	7.0	7.0	0.0	0.0	0.0	0.0									2,795.0	58,170.0		
2	西鉄大牟田営業所～釜谷公園動物園前・大牟田市立病院・新大牟田駅～南関町役場	主系統	無	18.8	18.8	12.0	14.0	13.0					240	48	77					365	4,553.0	171,192.8		
	西鉄大牟田営業所～大牟田市立病院・新大牟田駅～南関町役場	みなし系統	無	19.0	19.0	2.0	0.0	0.0					240	48	77					365	480.0	18,240.0		
	合計					14.0	14.0	13.0	0.0	0.0	0.0	0.0									5,033.0	189,432.8		
3	荒尾駅前～右京町～久福木団地	主系統	無	11.7	11.8	11.0	11.0	7.0					240	48	77					365	3,707.0	87,114.5		
	合計					11.0	11.0	7.0	0.0	0.0	0.0	0.0									3,707.0	87,114.5		
4	荒尾駅前～天領橋・高泉団地～三池中町	主系統	無	11.0	11.0	9.5	9.5	7.5					240	48	77					365	3,313.5	72,897.0		
	荒尾駅前～天領橋～三池中町	みなし系統	無	9.9	9.9	2.0	0.0	0.0					240	48	77					365	480.0	9,504.0		
	合計					11.5	9.5	7.5	0.0	0.0	0.0	0.0									3,793.5	82,401.0		

令和7年度計画平均乗車密度計算表

事業者名 西鉄バス大牟田株式会社

番 申 号 請	停留所相互間 総運賃額 (A)	停留所相互間 総キロ (B)	平均賃率(C) $A \div B \times$ (1-10/110)	基準年度の実 績運送収入 (D)	基準年度の実 績実車キロ (E)	実車キロあたり 運送収入(F) $D \div E$	計画実車走 行キロ(G)	計画運送収 入(H) $F \times G$	計画平均乗 車密度(I) $H \div G \div C$
1	30,020 円	480.9 km	56円.76銭	4,491,776 円	58,041.9 km	77円.38銭	58,170.0 km	4,501,194 円	1.3
2	96,586 円	2,042.3 km	42円.98銭	18,737,345 円	189,226.8 km	99円.02銭	189,432.8 km	18,757,635 円	2.3
3	12,908 円	210.9 km	55円.63銭	16,027,602 円	87,184.4 km	183円.83銭	87,114.5 km	16,014,258 円	3.3
4	26,336 円	392.0 km	61円.05銭	15,938,386 円	82,462.6 km	193円.28銭	82,401.0 km	15,926,465 円	3.1

補助対象系統のキロあたり経常収益 計算表

事業者名 西鉄バス大牟田株式会社

番 申 号 請	基準年度の前々年度 (R3)			基準年度の前年度 (R4)			基準年度 (R5)			3ヶ年度の 平均経常収益 ((C)+(F)+(I))/3
	経常収益 (G)	実車キロ (H)	キロあたり 経常収益 (G)/(H)=(I)	経常収益 (D)	実車キロ (E)	キロあたり 経常収益 (D)/(E)=(F)	経常収益 (A)	実車キロ (B)	キロあたり 経常収益 (A)/(B)=(C)	
1	5,684,770 円	58,195.2 km	97円.68銭	4,230,342 円	58,035.6 km	72円.89銭	5,402,684 円	58,041.9 km	93円.08銭	87円.88銭
2	21,973,307 円	185,577.2 km	118円.40銭	20,031,418 円	185,044.2 km	108円.25銭	21,706,100 円	189,226.8 km	114円.70銭	113円.78銭
3	19,196,555 円	110,589.6 km	173円.58銭	16,251,909 円	87,219.5 km	186円.33銭	17,394,838 円	87,184.4 km	199円.51銭	186円.47銭
4	13,925,552 円	88,070.4 km	158円.11銭	16,314,861 円	82,438.4 km	197円.90銭	17,232,189 円	82,462.6 km	208円.96銭	188円.32銭
5			0円.00銭			0円.00銭			0円.00銭	

R7

6. 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。

- 7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 8.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年〇月〇日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載する。
- 9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載する。
- 10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は「リ」に記載すること。
- 12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。
- 13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソ」のうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 17.「補助対象経費」の欄は、(ホ) (計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い値を記載すること。
- また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 19.「計画額」の欄は、系統ごとに100千円(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

令和7年度系統別運行計画一覧

事業者名																			西鉄バス二日市株式会社					
申請 番号	運 行 系 統 名	主系統 みなし系 統の別	循環系統 の有無	キロ程 (往路)	キロ程 (復路)	1日あたりの運行回数							運行計画											備 考
													運行日数								運行回数 手	実車走行 キロ		
						平日	土曜	日祝	年末 年始 など	お盆 など	その他1	その他2	平日	土曜	日祝	年末 年始 など	お盆 など	その他1	その他 2	計				
1	【星ヶ丘線】西鉄二日市駅東口 ～太宰府高校入口	主系統	無	3.7	3.7	28.5	27.5	30.5					240	48	77					365	10,508.5	77,762.9		
	合計					28.5	27.5	30.5	0.0	0.0	0.0	0.0									10,508.5	77,762.9		
2	【宇美～太宰府線】太宰府市役 所前～JR宇美駅～宇美営業所	主系統	無	10.3	10.3	8.0	3.0	3.0					240	48	74					362	2,286.0	47,091.6		
	【宇美～太宰府線】太宰府市役 所前～上宇美～宇美営業所	みなし系統	無	10.0	10.0	6.0	4.5	4.5					240	48	74					362	1,989.0	39,780.0		
	合計					14.0	7.5	7.5	0.0	0.0	0.0	0.0									4,275.0	86,871.6		
3	【南ヶ丘線】月の浦営業所～下 大利駅・天拝～西鉄二日市 (R6.10.1～R6.10.25)	主系統	無	14.9	14.9	11.0	9.0	9.0					18	3	4					25	261.0	7,777.8		
	【南ヶ丘線】月の浦営業所～下 大利駅・天拝～西鉄二日市 (R6.10.26～R7.9.30)	主系統	無	15.8	15.8	11.0	9.0	9.0					222	45	73					340	3,504.0	110,726.4		
	合計					22.0	18.0	18.0	0.0	0.0	0.0	0.0									3,765.0	118,504.2		
4	【つつじヶ丘線】南山手団地～ 下大利駅～南山手団地 (R6.10.1 ～R6.10.25)	主系統	無	12.4	12.4	13.5	14.5	14.5					18	3	4					25	344.5	8,543.6		
	【つつじヶ丘線】南山手団地～ 下大利駅～南山手団地 (R6.10.26～R7.9.30)	主系統	無	13.3	13.3	13.5	14.5	14.5					222	45	73					340	4,708.0	125,232.8		
	合計					27.0	29.0	29.0	0.0	0.0	0.0	0.0									5,052.5	133,776.4		
5	【二日市線】太宰府～吉木入口 ～西鉄二日市	主系統	無	9.2	9.2	9.5	12.5	12.5					240	48	77					365	3,842.5	70,702.0		
	合計					9.5	12.5	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0									3,842.5	70,702.0		
6	【二日市線】原営業所前～吉木 入口・吉木～西鉄二日市	主系統	無	8.9	8.9	11.0	13.5	13.0					240	48	77					365	4,289.0	76,344.2		
	合計					11.0	13.5	13.0	0.0	0.0	0.0	0.0									4,289.0	76,344.2		

令和7年度計画平均乗車密度計算表

事業者名 西鉄バス二日市株式会社

番 申 号 請	停留所相互間 総運賃額 (A)	停留所相互間 総キロ (B)	平均賃率(C) $A \div B \times$ (1-10/110)	基準年度の実 績運送収入 (D)	基準年度の実 績実車キロ (E)	実車キロあたり 運送収入(F) $D \div E$	計画実車走 行キロ(G)	計画運送収 入(H) $F \times G$	計画平均乗 車密度(I) $H \div G \div C$
1	3,230 円	26.2 km	112円.07銭	38,764,987 円	144,420.0 km	268円.41銭	77,762.9 km	20,872,339 円	2.3
2	23,020 円	405.6 km	51円.59銭	13,945,616 円	93,452.4 km	149円.22銭	86,871.6 km	12,962,980 円	2.8
3	14,880 円	201.9 km	67円.00銭	35,642,399 円	118,872.2 km	299円.83銭	118,504.2 km	35,531,114 円	4.4
4	3,290 円	45.3 km	65円.97銭	40,710,633 円	138,334.4 km	294円.29銭	133,776.4 km	39,369,056 円	4.4
5	7,650 円	118.0 km	58円.93銭	19,409,191 円	76,470.4 km	253円.81銭	70,702.0 km	17,944,874 円	4.3
6	6,950 円	108.4 km	58円.28銭	17,669,254 円	81,872.7 km	215円.81銭	76,344.2 km	16,475,841 円	3.7

補助対象系統のキロあたり経常収益 計算表

事業者名 西鉄バス二日市株式会社

番 申 号 請	基準年度の前々年度 (R3)			基準年度の前年度 (R4)			基準年度 (R5)			3ヶ年度の 平均経常収益 ((C)+(F)+(I))/3
	経常収益 (G)	実車キロ (H)	キロあたり 経常収益 (G)/(H)=(I)	経常収益 (D)	実車キロ (E)	キロあたり 経常収益 (D)/(E)=(F)	経常収益 (A)	実車キロ (B)	キロあたり 経常収益 (A)/(B)=(C)	
1	33,538,386 円	147,888.0 km	226円.78銭	38,689,659 円	144,396.0 km	267円.94銭	39,801,687 円	144,420.0 km	275円.59銭	256円.77銭
2	12,492,232 円	90,043.8 km	138円.73銭	15,274,522 円	93,126.0 km	164円.01銭	14,616,709 円	93,452.4 km	156円.40銭	153円.04銭
3	29,809,486 円	132,908.0 km	224円.28銭	32,605,457 円	128,214.5 km	254円.30銭	36,495,484 円	118,872.2 km	307円.01銭	261円.86銭
4	38,903,201 円	164,337.2 km	236円.72銭	41,727,158 円	155,000.0 km	269円.20銭	41,703,461 円	138,334.4 km	301円.46銭	269円.12銭
5	16,940,316 円	77,197.2 km	219円.44銭	18,349,643 円	75,973.6 km	241円.52銭	19,958,415 円	76,470.4 km	260円.99銭	240円.65銭
6	14,872,310 円	77,213.5 km	192円.61銭	16,836,607 円	81,590.6 km	206円.35銭	18,257,476 円	81,872.7 km	222円.99銭	207円.31銭

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	西鉄バス二日市株式会社	R7
------	-------------	----

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の 損益状況	集合バス事業						R5
	営業収益	433,305千円	営業外収益	15,861千円	経常収益(イ)	449,166千円	
	営業費用	853,416千円	営業外費用	62千円	経常費用(ロ)	853,478千円	
	営業損益	△ 420,111千円	営業外損益	15,799千円	経常損益	△ 404,312千円	
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	2,262,997.3 km					経常収支率 52.62 %	

基準期間の前年度の 損益状況	集合バス事業						R4
	営業収益	623,233千円	営業外収益	12,997千円	経常収益(イ)	636,230千円	
	営業費用	786,597千円	営業外費用	133千円	経常費用(ロ)	786,730千円	
	営業損益	△ 163,364千円	営業外損益	12,864千円	経常損益	△ 150,500千円	
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	2,329,672.3 km					経常収支率 80.87 %	

基準期間の前々年度の 損益状況	集合バス事業						R3
	営業収益	588,572千円	営業外収益	15,049千円	経常収益(イ)	603,621千円	
	営業費用	757,415千円	営業外費用	186千円	経常費用(ロ)	757,601千円	
	営業損益	△ 168,843千円	営業外損益	14,863千円	経常損益	△ 153,980千円	
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	2,386,009.9 km					経常収支率 79.67 %	

(補助対象事業者の「基準期間[※]を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ=a	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
北九州	317円.51銭	337円.69銭	377円.14銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (a+b+c)/3=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
北九州	344円.11銭	420円.55銭	344円.11銭	198円.48銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

西鉄バス二日市株式会社

R7

補助 ブ ロ ッ ク 名	申 請 番 号	特 例 措 置	運行 系統名	運行系統			計画 運行 日数	計画 運行 回数 ()	計画 平均 乗車 密度	計画 輸 送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキロ 程	系統キロ程と地 域公共交通再編 事業を実施する 区域におけるキ ロ程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県 外乗入部分のキロ程	他路線との整合 部分に係るキロ程		他路線との整合 率	補助ブロック外乗 入部分、同一補 助ブロック都道府 県外乗入部分及 び他路線との整 合部分以外のキ ロ程の比率 (「(チー-1)+ヌ+ル」) ÷チ=ヲ
				起点	主な 経由地	終点					チ	オ								
											①=カ×ロ ②	①×② =③								
北九州	1		【皇ヶ丘線】西鉄 二日市駅東口～ 太宰府高校入口	西鉄二日市駅東口		太宰府高校入口	365日	10,508.5回 (28.7回)	2.3	66.0人	往3.7km 復3.7km	(平均) 3.7km	(平均)		(平均)		(平均)	(平均)	(平均)	% 100,000
	2		【宇美～太宰府 線】太宰府市役 所前～JR宇美駅 ～宇美営業所	太宰府市役所前	上宇美	宇美営業所	362日	4,275.0回 (11.8回)	2.8	33.0人	往10.3km 復10.3km	(平均) 10.3km	(平均)		(平均)		(平均)	(平均)	(平均)	% 100,000
	3		【南ヶ丘線】月の 浦営業所～下大 利駅・天拝～西 鉄二日市	月の浦営業所	下大利駅・天拝	西鉄二日市	365日	3,765.0回 (10.3回)	4.4	45.3人	往14.9km 往14.9km	(平均) 14.9km	(平均)		(平均)		(平均)	(平均)	(平均)	% 100,000
	4		【つつじヶ丘線】 南山手園地～下 大利駅～南山手 園地	南山手園地	下大利駅	南山手園地	365日	5,052.5回 (13.8回)	4.4	60.7人	往12.4km 往12.4km	(平均) 12.4km	(平均)		(平均)		(平均)	(平均)	(平均)	% 100,000
	5		【二日市線】太宰 府～吉木入口～ 西鉄二日市	太宰府	吉木入口	西鉄二日市	365日	3,842.5回 (10.5回)	4.3	45.1人	往8.2km 往8.2km	(平均) 9.2km	(平均)		(平均)		(平均)	(平均)	(平均)	% 100,000
	6		【二日市線】原盛 営業所前～吉木 口・吉木～西鉄 二日市	原盛営業所前	吉木入口・吉木	西鉄二日市	365日	4,289.0回 (11.7回)	3.7	43.2人	往8.9km 往8.9km	(平均) 8.9km	(平均)		(平均)		(平均)	(平均)	(平均)	% 100,000
合計			6系統								往59.4km 復59.4km	(平均) 59.4km	(平均)		(平均)		(平均)	(平均)	(平均)	

西鉄バス二日市株式会社

R7

補助 ブ ロ ッ ク 名	申 請 番 号	特 例 措 置	補助ブロック外乗 入部分及び同一 補助ブロック都道 府県外乗入部分 以外のキロ程の 比率 (「チー(リ)+ヌ」÷ チ=ヲ	計画実車走行 キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×フ以下の額: 力	(d+e+f)/3=ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象系統の 経常収益の見込 額 ノ×フ以上の額: ヨ	補助対象経常 収益から経常 費用を控除した 額 カ-ヨ=タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうち いずれか少ないほう の額 ソ
							基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間						
							経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の 実車走行キロ当たり 経常収益 ヤ÷マ=d	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の 実車走行キロ当たり 経常収益 ヤ÷マ=e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の 実車走行キロ当たり 経常収益 ヤ÷マ=f				
北九州	1		100.000%	77,762.9km	26,758,991円	256円.77銭	33,538,386円	147,888.0 km	226円.78銭	36,689,659円	144,396.0 km	267円.94銭	39,801,687円	144,420.0 km	275円.59銭	19,967,179円	6,791,812円	12,041,545円	6,791,812円
	2		100.000%	86,871.6km	29,893,386円	153円.04銭	12,492,232円	90,043.8 km	138円.73銭	15,274,522円	93,126.0 km	164円.01銭	14,616,709円	93,452.4 km	156円.40銭	13,294,829円	16,598,557円	13,452,023円	13,452,023円
	3		100.000%	118,504.2km	40,778,480円	261円.86銭	29,809,486円	132,908.0 km	224円.28銭	32,605,457円	128,214.5 km	254円.30銭	36,495,484円	118,872.2 km	307円.01銭	31,031,509円	9,746,971円	18,350,316円	9,746,971円
	4		100.000%	133,776.4km	46,033,797円	269円.12銭	38,903,201円	164,337.2 km	236円.72銭	41,727,158円	155,000.0 km	269円.20銭	41,703,461円	138,334.4 km	301円.46銭	36,001,904円	10,031,893円	20,715,208円	10,031,893円
	5		100.000%	70,702.0km	24,329,265円	240円.65銭	16,940,316円	77,197.2 km	219円.44銭	18,349,643円	75,973.6 km	241円.52銭	19,958,415円	76,470.4 km	260円.99銭	17,014,436円	7,314,829円	10,948,169円	7,314,829円
	6		100.000%	76,344.2km	26,270,802円	207円.31銭	14,872,310円	77,213.5 km	192円.61銭	16,836,607円	81,590.6 km	206円.35銭	18,257,476円	81,872.7 km	222円.99銭	15,826,916円	10,443,886円	11,821,860円	10,443,886円
合計				563,961.3km	194,064,721円		146,555,931円	689,587.7 km		163,483,046円	678,300.7 km		170,833,232円	653,422.1 km		133,136,773円	60,927,948円	87,329,121円	57,781,414円

補助 プロ ック 名	申 請 番 号	特 例 措 置	ソのうち補助プ ロック外乗入部 分、同一補助プ ロック都道府県外 乗入部分及び他 路線との競合部 分以外に係るも の	ソのうち補助プ ロック外乗入部 分及び同一補助プ ロック都道府県外 乗入部分以外に 係るもの	計画平均乗車 密度が5人 未満の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を控除 した額	損失額から国庫 補助額を控除し た額	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
										負担額	負担 割合	負担額	負担 割合	負担額	負担 割合	負担額	負担 割合	
北 九 州	1		6,791,812円	6,791,812円	3,076,430円	3,076 千円	1,538.0千円	6,791,812円	5,253,812円	1,538,000円	29.3%							
	2		13,452,023円	13,452,023円	6,840,011円	6,840 千円	3,420.0千円	16,598,557円	13,178,557円	3,420,000円	26.0%							
	3		9,746,971円	9,746,971円	8,516,770円	8,516 千円	4,258.0千円	9,746,971円	5,488,971円	4,258,000円	77.6%							
	4		10,031,893円	10,031,893円	8,723,385円	8,723 千円	4,361.5千円	10,031,893円	5,670,393円	4,361,500円	76.9%							
	5		7,314,829円	7,314,829円	6,269,853円	6,269 千円	3,134.5千円	7,314,829円	4,180,329円	3,134,500円	75.0%							
	6		10,443,886円	10,443,886円	7,141,118円	7,141 千円	3,570.5千円	10,443,886円	6,873,386円	3,570,500円	51.9%							
合計			57,781,414円	57,781,414円	40,567,567円	40,565 千円	20,282千円	60,927,949円	40,645,448円	20,282,000円	49.9%					20,363,448円	50.1%	

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者においては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自資第55号によると、なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱附表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によると。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年〇月〇日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載する。
- 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックがある都道府県外乗入部分(は)に記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ))ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてののみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、(ホ) (計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

申請番号3【南ヶ丘線】月の浦営業所～下大利駅・天拝～西鉄二日市(R6.10.26～)



申請番号4 【つつじヶ丘線】南山手団地～下大利駅～南山手団地(R6.10.26～)

